

年	基	づ	向	財	務	省	告	示	第	三	号
期	成	き	け	人	個	人	向	け	債	券	行
利	成	き	け	債	務	省	令	第	六	十	三
子	格	利	率	發	發	行	用	法	發	號	名
初	利	發	發	振	額	最	發	律	行	名	稱
期	率	行	行	替	額	低	行	及	之	及	び
利	利	價	日	單	額	面	額	び	根	そ	記
子	子	格	格	位	金	面	金	適	拠	そ	記
た	期	平	年	額	平	す	額	の	振	個	人
金	成	○	面	成	成	る	の	替	替	向	利
を	と	成	・	金	三	。	整	記	法	付	付
支	し	三	・	額	十	。	數	載	法	国	庫
払	、	十	・	額	十	。	倍	又	規	債	債
う	次	一	・	百	年	。	の	は	定	、	券
。式	の	五	・	円	十	。	記	記	に	、	（固定）
た	算	一	・	二	年	。	錄	錄	よ	、	。
だ	に	十	・	月	六	。	額	額	る	、	。
し	よ	五	・	セ	月	。	に	は	振	、	。
、	算	ト	・	つ	六	。	最	に	替	、	。
支	出	百	・	月	六	。	低	よ	口	、	。
払	し	七	・	日	二	。	額	る	座	、	。
			と				と		金		

十一

十六 五 四 三 二

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

後 第 二 期 以  
の 利 子

期が銀行休業日に当たるとときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十二号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \left( \frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属す  
日を成る利子を支払う。

(一) 式次行一年中日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成三十  
年十二月十五日以後において  
にうることとし、その買取金額は、  
に区分に応じ、それぞれの算  
により算出した金額とする。

(二) 前までの間の場合  
額面金額 + 経過利子に相当す  
る金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 第二期利子  
に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$

平成三十一年十二月十五日  
までの間の場合  
額面金額 + 経過利子に相当す  
る金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 第二期利子  
に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$

後の場合  
額面金額 + 経過利子に相当す

る金額  $\times \frac{79.685}{100}$   $\times 2$



## 支金利元所場払

(二) 平成三十一年十一月十五日  
 前額の場合は、(初期利子に相当する額 + 経過利子に相当する額) ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する額 )

の額は、(平成三十一年六月十五日現在の額 + 経過利子に相当する額) - 経過利子に相当する額